

# 高齢者向け住まいの比較

第27回規制改革会議  
(平成26年3月17日開催)  
会議資料 再掲

	①サービス付き 高齢者向け住宅	②有料老人ホーム	③認知症高齢者 グループホーム	④特別養護老人ホーム	
根拠法	高齢者住まい法第5条	老人福祉法第29条第1項 介護保険法第8条第11項 介護保険法第8条の2第11項	老人福祉法第5条の2第6項 介護保険法第8条第19項 介護保険法第8条の2第17項	老人福祉法第20条の5 介護保険法第8条第21項 介護保険法第8条第26項	
設置主体	限定なし (営利法人中心)	限定なし (営利法人中心)	限定なし (営利法人中心)	社会福祉法人 (第一種社会福祉事業) 地方公共団体  ※事業の継続性を維持するため、法人外への資金の流出は禁止され、残余財産の帰属先は、他の社会福祉事業を行う者又は国庫	
対象者	次のいずれかに該当する世帯 ①60歳以上の者 ②60歳未満の要支援/要介護者	自立・要支援・要介護の 別なく入居可能	要支援者/要介護者 (認知症である者のみ)	要介護者のみ  ※要介護度や家族の状況等を勘案して入所の必要性の高い順に優先的に入所 ※一時保護の場合など、措置入所を受け付ける必要	
平均要介護度	1.8	2.2	2.7	3.9	
基準	居室面積	原則25㎡以上	13㎡以上(参考基準)	7.43㎡以上	10.65㎡以上
	サービス	安否確認、生活相談 (訪問介護・通所介護等の介護保険サービスを、利用者が他の事業者から選択)	入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練及び療養上の世話等	入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練。	入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等
	看護・ 介護職員	なし (上記の利用者が選択した事業者)	介護・看護 3:1以上 (入居者100人の場合、看護3人)	介護 3:1以上	介護・看護 3:1以上 (入居者100人の場合、看護3人)
	医師	なし	なし	なし	必要数
定員数	約15万戸(H26.2)	約35万人(H25.7)	約18万人(H25.10)	約52万人(H25.10)	
介護サービスを利用する入所者・入居者に対する支援策	介護保険 (訪問介護等の居宅サービス費)	介護保険 (特定施設入居者生活介護費、訪問介護等の居宅サービス費)	介護保険 (認知症対応型共同生活介護費)	介護保険 (介護福祉施設サービス費、地域密着型介護福祉施設サービス費)	

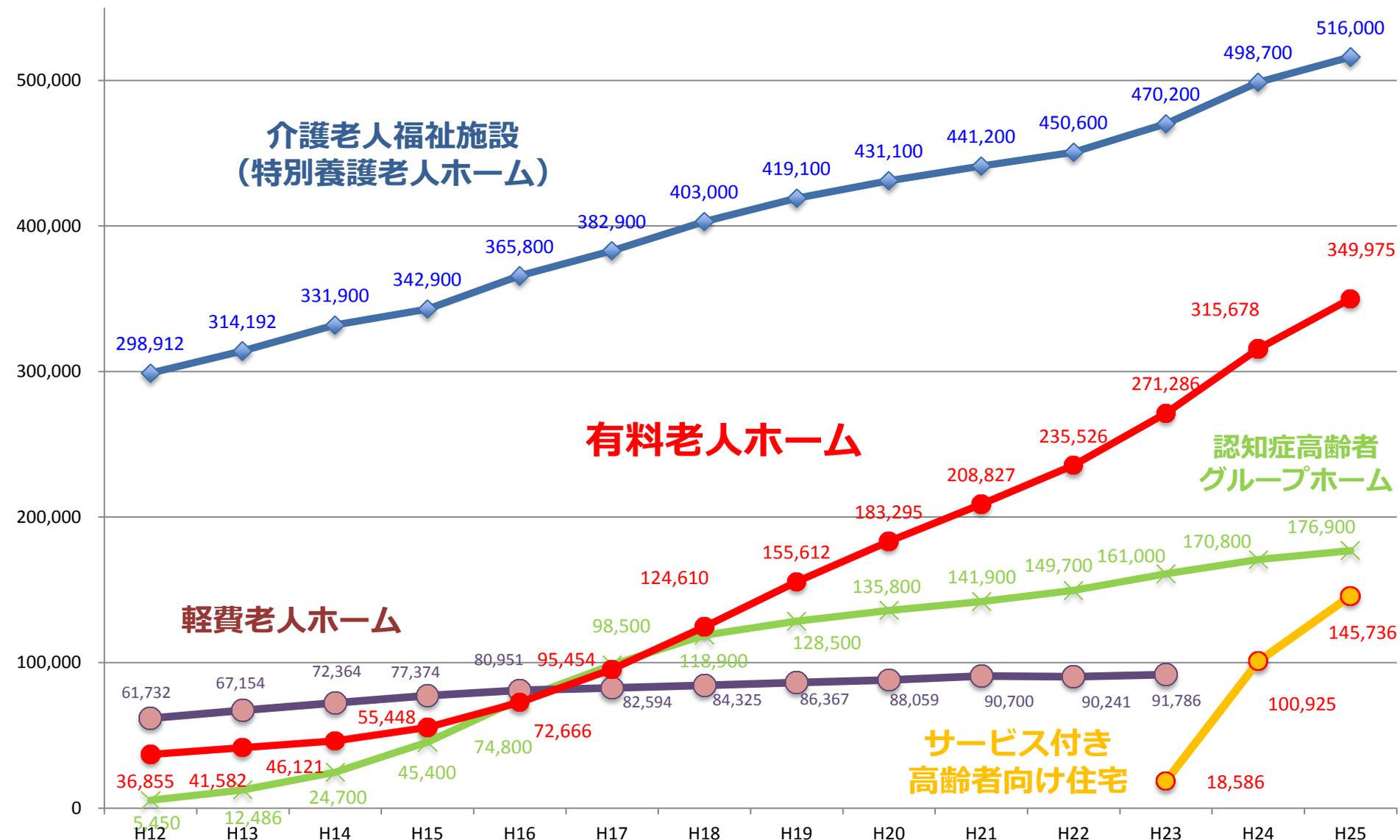
(※1) 平均要介護度については、「自立」は「0」、「要支援1」及び「要支援2」は「0.375」として算出。また、データの出典元は、①②は高齢者住宅財団「サービス付き高齢者向け住宅等の実態に関する調査研究」(平成25年3月)、③④は「介護給付費実態調査」(平成25年10月審査分)。

(※2) 定員数のデータの出典元は、①は「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(9月30日時点)」、②は厚生労働省老健局の調査結果(7月1日時点)、③④は「介護給付費実態調査」(平成25年10月審査分)。

(※3) 有料老人ホームのサービス内容、職員配置については、特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合の基準。

# 主な高齢者向け住まいの定員数①

(単位：人・床)



※1：介護老人福祉施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査(H12,10/1時点)及び「介護給付費実態調査の利用者(平成25年10月審査分)」による。  
 ※2：介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護福祉施設サービスを合算。 ※3：認知症高齢者グループホームは、H12は痴呆対応型共同生活介護、H25は認知症対応型共同生活介護。  
 ※4：軽費老人ホームは、「H23社会福祉施設等調査(10/1時点)」による。ただし、H21以降は調査票の回収率から算出した推計値。 ※5：有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果(7/1時点)による。  
 ※6：サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(後年2/28時点)」による。

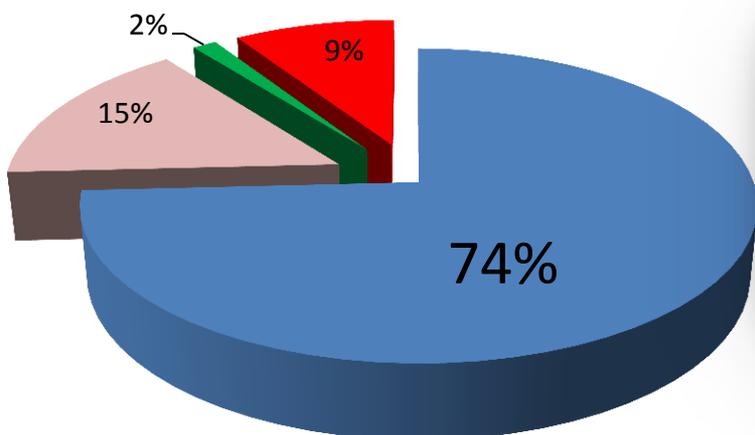
# 主な高齢者向け住まいの定員数②

○ 高齢者向け住まいについては、設置主体に制限のない有料老人ホーム・認知症グループホーム等の伸びが目覚ましく、その構成割合についても急激に上昇している。

(単位:人)	平成12年時	現在	(伸び率)
介護老人福祉施設(特養)	298,912	516,000	(1.7倍)
軽費老人ホーム	61,732	91,786	(1.5倍)
認知症高齢者グループホーム	5,450	176,900	(32.5倍)
有料老人ホーム	36,855	349,975	(95.0倍)
サービス付き高齢者向け住宅	—	145,736	—

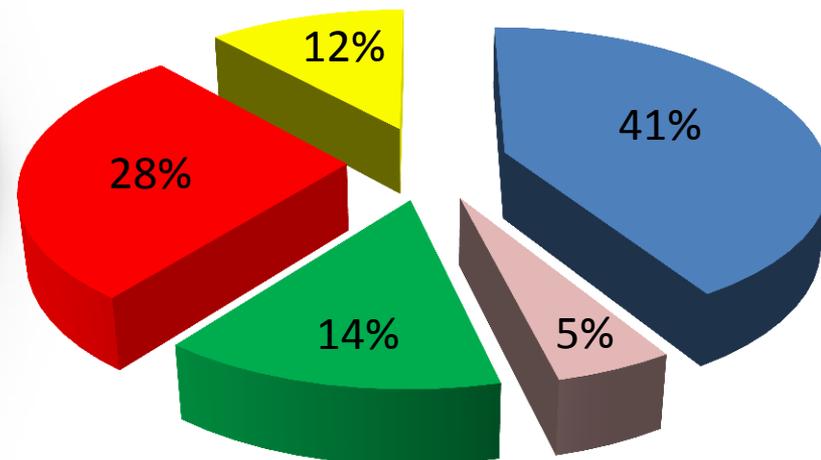
《平成12年時》

■ 介護老人福祉施設 ■ 軽費老人ホーム  
■ 認知症高齢者グループホーム ■ 有料老人ホーム



《現在》

■ 介護老人福祉施設 ■ 軽費老人ホーム  
■ 認知症高齢者グループホーム ■ 有料老人ホーム  
■ サービス付き高齢者向け住宅



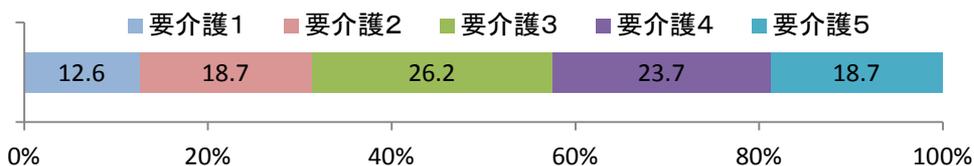
※1: 介護保険2施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査(10/1時点)【H12】」及び「介護給付費実態調査の利用者(10月審査分)【H25】」による。  
 ※2: 介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護福祉施設サービスを合算。 ※3: 軽費老人ホームは、「H23社会福祉施設等調査(10/1時点)」による。(ただし、調査票の回収率から算出した推計値。)  
 ※4: 認知症高齢者グループホームについて、H12は痴呆対応型共同生活介護、H25は認知症対応型共同生活介護。 ※5: 有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果(各年7/1時点)による。  
 ※6: サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(平成26年2/28時点)」による。

# 特別養護老人ホームに求められる役割

- 特別養護老人ホームについては、様々な主体が参入する介護サービス市場にあって、重度の要介護者や低所得・処遇困難な要介護者の「終の棲家」としての役割を一層果たしていく必要。
- 特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人には、その有する資源やノウハウを最大限に活用し、地域福祉のサービス拠点として、低所得者支援も含め、積極的な地域貢献を展開していく必要。

## 重度の要介護者の受入れ

【 特養の入所申込者の状況 】



・特養については、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化を図っていくため、**新規入所を原則、要介護度3以上に限定する内容を含んだ改正法案を国会に提出している。**

## 地域福祉の拠点として

・特養を経営する社会福祉法人には、地域支援のネットワークに加わり、福祉関係者等との密接な連携を図ることを基本とした上で、地域包括ケアシステムの一員として、地域貢献することを目指していくべき。

・入所施設としての特養だけではなく、在宅サービスや、地域交流の拠点としての機能を整備し、地域福祉の窓口として、食の提供や相談・アウトリーチ等を通じ、制度の狭間にあると思われる支援対象者等の地域情報を地域包括支援センター等と共有するとともに、地域課題の解決に自主的に取り組んでいくことが必要。（右図はイメージ）

## 低所得者中心の入所者

・**低所得者（第1～3段階）は、全体の約80%を占めており、低所得の高齢者が入所が大層を占めている状況。**

・特養を経営する社会福祉法人は、低所得者の負担軽減措置を実施。

